

法令適用事前確認手続（回答書）

職需発 0123 第 1 号
令和 5 年 1 月 23 日

株式会社寿幸

代表取締役 田中 寿幸 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

令和 4 年 12 月 23 日付けをもって照会のあった件につきまして、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令（平成 14 年厚生労働省訓第 29 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会の対象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象となる。

2 照会のあった行為が照会の対象となった法令の条項の適用の対象となることに関する見解及びその論拠

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項の規定については、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること（以下「職業紹介」という。）を有料で業として行おうとする場合に、当該行おうとする者が法第 30 条 1 項に規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受ける必要があることを定めるものである。

また、業として行うとは、「一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、1 回限りの行為であっても反復継続の意思を持って行えば事業性があるが、形式的に繰り返し行われたとしても、すべて受動的、偶發的行為が継続した結果であって反復継続の意思を持って行なわれていなければ、事業性が認められない」（「職業紹介事業の業務運営要領」（令和 4 年 10 月 厚生労働省職業安定局）1 頁）ものである。

本照会においては、法第 30 条第 1 項に基づく有料職業紹介事業の許可を受

けた「アプリの開発者・運営者」が有料職業紹介事業の許可を受けていない当該アプリの「ユーザー」との間で職業紹介に関する業務委託契約を締結して、当該ユーザーが職業紹介を行うものと考えられるが、このような業務委託契約を締結して当該ユーザーが職業紹介を行うことは、受動的、偶発的なものとは考えられず、職業紹介を反復継続の意思を持って行うものと考えられる。

したがって、本照会のあった行為を行う場合には、職業紹介を行う者が法第30条第1項の有料職業紹介事業の許可を受ける必要がある。

以上